

回答自治体名：宮城県加美郡加美町

担当課室：総務課 危機管理室

※担当課室が多岐にわたる場合は取りまとめ担当のみ明記していただければ結構です。

※いただいた回答について、自治体名と担当課室名を明記した上で、後日委員に配布するとともに、環境省ホームページに掲載する予定です。

※回答欄は分量に応じて拡大してご利用ください。

※該当しない項目については空欄のまま構いません。

① 指定廃棄物に関する御意見があればご記入をお願いします。

1 特措法と基本方針の見直しについて

東京電力福島第一原発事故により放出された放射性物質による汚染に対処するため「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年法律第110号。）と基本方針が定められ、法施行3年経過後は、状況により抜本的な見直しを含め検討を行い所要の措置を講ずるとされています。

東日本大震災から4年が経過しましたが、放射性指定廃棄物（未指定含む）の放射能濃度は自然減衰し当時の状況から大きく変化し、5県における最終処分場問題は暗礁に乗り上げているのが現状であり、次の点を踏まえ特措法、基本方針の見直しが必要であります。

●指定廃棄物の処理は、当該指定廃棄物が排出された都道府県内において行うと定めた基本方針により、本来、被災地であった5県に長期リスクを強いるものである。

本町においても、未だに放射性物質吸収抑制対策を講じながら大豆等を生産、シイタケ栽培にあっては原木の調達ができないため生産再開の目途も立っておりません

●風評被害は、候補地に挙がっただけで農産物の取引停止通告など既に発生しており、当初想定していたよりも深刻で大きな問題に発展することが明白です。

本町には食品加工や酒蔵の会社があり、各社ともに危機感を抱いているほか、企業撤退の噂が流れており約千人の雇用にも大きな影響を及ぼします。正に地元自治体にとっては存亡の危機に陥ります。

●福島県においては、仮設焼却炉建設に数千億円の莫大な国費が投入され、処理が加速しつつあります。さらに可燃性廃棄物減容化事業等で焼却灰や土壌からセシウムを分離させ、再生利用可能な資材を生成する実証事業にも取り組んでおります。これらの施設や技術を有効かつ適切に利用することで、5県分の指定廃棄物処分も東京電力敷地内に一括処分が可能であると思われれます。

●特措法では8千ベクレルを超える汚染廃棄物を国が指定廃棄物として処分するとしておりますが、自治体で本当に困窮しているのは8千ベクレル以下の汚染廃棄物の保管・処分であります。これらについても国において処分すべきであります。

上記に加え、5県に最終処分場を建設することは放射性物質の拡散につながります。これらのことから特措法及び基本方針の見直しを強く要望いたします。

2 放射性指定廃棄物等の再調査について

●現在、環境省が把握している8千ベクレル超（未指定も含む）の放射性廃棄物の保管数量は、申請により環境省が指定したもののほか、各県の報告に基づき集計されたものであります。

しかし、東京電力福島第一原発事故から4年以上が経過した現在では、放射能濃度は自然減衰しており、事故直後と比べ状況は大きく変わっています。

加美町内で保管している汚染廃棄物を再測定したところ、事故直後に1万700ベクレル（空間線量から換算）を示した農林業副産物（牧草）は、今年3月時点では8千ベクレルを大幅に下回っている状況です。

これらのことから、県内で保管されている指定廃棄物（未指定含む）及び8千ベクレル以下汚染廃棄物の現状を再調査により正確に把握されたうえで、放射性廃棄物の処分方法を再検討すべきであると考えます。

なお、放射性廃棄物の濃度及び保管量については環境省において直接調査を行い、処分に伴う費用についても環境省で負担されるよう強く要望します。

3 有識者会議及び放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会の構成委員等について

●平成27年3月31日に開催された放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会の委員の構成を見ますと、指定廃棄物処分等有識者会議の委員が含まれています。

国民に多大なる負担を強いる法律等の見直しでありますので、審議の公正・透明性を保つ観点から、有識者会議委員と特措法施行状況検討会委員の重複委嘱に疑義を感じます。

また、検討会委員委嘱には西・東日本の地域的なバランスや、専門的知見のバランスに配慮されるべきと考えます。

●放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会の今後の会議日程を見ますと、かなりタイトなスケジュールになっておりますが、現地に足を運ばれたうえで住民の声を吸い上げるなど現実を直視し、現状に即した内容で議論を深めて頂きたいと思っております。決して机上のみの検討に終わることのないよう要望します。

●平成27年4月5日に環境省主催のシンポジウムが仙台市で開催され、説明に続く質疑

応答において参加者のうち、14名の方が質問をしております。

その質問の内容は、各県処理の根拠になっている特措法と基本方針に関する意見が多く出されており、放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会の参考になると考えます。

是非、このシンポジウムでの発言を会議録として編集のうえ、検討会の資料と配布され、議論を深めて頂きたいと思っております。

4 長期管理施設への名称変更について

●環境省は、平成27年4月13日に有識者会議を開催し、放射線量が安定した段階で処分場から放射性物質を撤去する案を提示するとともに「最終処分場」の名称を「長期保管施設」に変更し、地元の心配を払拭できると説明しております。

しかし、処理方法や埋設方法に何ら変わりはないことから、風評被害や実被害を防ぐことは難しく、結果的には新たな被害者を生み出すことになり、地元住民から理解を得ることは到底困難と考えます。

このことから、指定廃棄物の処理は、排出者である東京電力と国の責任において行うとともに、焼却処理に拘らない新たな技術を活用した減容化や処理方法を進め、東京電力(株)の敷地内で一元管理することが合理的で最も道理にかなっているのではないのでしょうか。

なお、今回提示された最終処分場の名称変更について、地元新聞社は次のような記事を掲載しております。

[おことわり]

河北新報社はこれまで通り、「指定廃棄物最終処分場」の名称を使用します。環境省は「長期管理施設」に名称を変更しましたが、地下埋設型処分施設に埋め立てる処

ご協力ありがとうございました。